

2019（令和元）年度

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

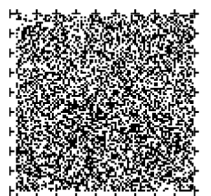
活動報告書



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」
マスコットキャラクター

名古屋市子どもの権利擁護委員

2020（令和2）年9月



子どもの権利を守る文化及び社会をつくり子どもの最善の利益をはかるために

2019（平成 31）年。子どもの権利条約採択から 30 周年、日本の子どもの権利条約批准から 25 周年の記念すべき年に、名古屋市子どもの権利擁護委員条例が公布されました。子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守る文化及び社会をつくること、そして子どもの最善の利益をはかるために設置されると条例で謳われています。

その目的を達成するため、2020（令和 2）年 1 月 14 日、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」が開設されました。「なごもっか」では、学識経験者と弁護士からなる 5 名の「子どもの権利擁護委員」と 10 名の「調査相談員」で相談の対応をしています。他の相談機関と異なる大きな特徴は、子どもの意見表明権と子どもの最善の利益を重視すること及び勧告・要請の機能を持つことです。

子どもの最善の利益を実現するため、全案件につき、毎週 1 回全員で多様な視点から議論を行い活動しています。また、職務として子どもの権利に関する普及啓発を行っていく予定です。

同年 3 月には、「なごや子ども条例」が「なごや子どもの権利条例」に改正され、名古屋市の子どもの権利を守る体制が整いました。とはいえ、「なごもっか」だけで子どもの権利が守られる名古屋を作ることには困難です。学校・保育所・幼稚園・児童福祉施設など子どもが生活する施設の方や保護者の方、子どもに関わる NPO 等、地域のみなさまと協力しながら、「子どもの権利」という概念を社会に浸透させ、子どもの最善の利益が守られる名古屋を作っていくことができるよう、尽力していく所存です。

開設直後の 3 月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一斉休校が行われ、子どもたちの生活や心身に大きな影響がある中での船出となりましたが、子どもの権利が尊重されることが当たり前の社会になるよう、子どもの権利擁護委員、調査相談員、事務局一同鋭意努力していきますので、何卒よろしくお願い致します。

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 間 宮 静 香

目次

はじめに

『子どもの権利を守る文化及び社会をつくり子どもの最善の利益をはかるために』

代表委員 間宮 静香

I	子どもの権利擁護委員制度について	1
II	なごや子どもの権利条例	5
III	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について	8
IV	開設に至った経緯	10
V	相談・調査・調整等の状況	13
VI	相談の事例	19
VII	広報・啓発活動	22
VIII	子どもの権利擁護委員による座談会	28
IX	シンポジウム・研修・会議	42
X	調査相談員からのメッセージ	44
XI	資料編	46
	・なごや子どもの権利条例	
	・名古屋市子どもの権利擁護委員条例	
	・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則	

I 子どもの権利擁護委員制度について

1 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989（平成元）年、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけでなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明らかにしました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」ではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在でもあります。

国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約の4つの原則を明らかにしています。差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益の保障（3条）、生命・生存・発達の権利の保障（6条）、そして子どもの意見の尊重（12条）です。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」（子どもにとって一番良いこと）は何かを考えなくてはなりませんが、それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはなりません。子どもは権利の主体ですから、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、子どもの権利の救済機関である子どもの権利擁護機関（オンブズパーソン、子どもの権利擁護委員などといいます）を作ることが必要だと国連・子どもの権利委員会は指摘をしています。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連・子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています。

『 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

(a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。

(b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。』

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、子どもの権利を守るために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行います。相談を受ける中で申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成 11）年に設置された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した 1994（平成 6）年は、西尾市立中学 2 年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成 11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成 14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では 2004（平成 16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成 20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。令和 2 年 3 月末現在、名古屋市も含め全国で 34 の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているほか、甲府市でも令和 2 年 3 月施行の「甲府市子ども未来応援条例」に、子どもの権利擁護委員の設置について盛り込まれました（令和 2 年 7 月に子どもの権利擁護委員制度が開始）。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は名古屋市子どもの権利擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、34 の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に 1 度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び非公開の関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽をしています。

3 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

(1) 位置づけ

名古屋市の子どもの権利擁護委員制度として、平成31年3月に制定された「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づき、令和2年1月14日に名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例ができた経緯については「Ⅳ 開設に至った経緯」で後述しますが、なごや子ども・子育て支援協議会子どもの権利擁護機関検討部会での検討内容を基に、パブリックコメントや市議会、そして子ども達の意見を踏まえながら制定されました。

こうした検討・意見においては、子どもの権利について広く子どもにも大人にも理解を深めていくこと、子どもの権利保障をより実効性のあるものにすることや第三者機関としての独立性を確保していくことができるよう条例に規定することなどが求められました。

(2) 「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の主な特徴

① 子どもの権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることが目的のひとつとされ、その手段として、子どもの権利擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」が位置づけられました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととなっており、相乗効果が期待されます(名古屋市子どもの権利条例第19条の2)。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も子どもの権利擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視されています。

○ 第1条(設置)

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。」

○ 第3条(所掌事務)第4号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第9条(委員の責務)第1項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

② 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、再調査、再勧告・再要請の制度も設けられました。再勧告または再要請をしたときは公表義務があります。子どもの権利を守る文化及び社会を作り、子どもの最善の利益を確保するため、他の子どもの権利擁護機関と比較しても強い権限を有しています。

○ 第10条（市の機関の責務）

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第11条（全ての者の責務）第1項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第12条（相談及び申立て）第1項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第17条（再調査等及び再勧告等）第1項～第3項

「委員は、前条第2項又は第4項（第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告（以下「再勧告」という。）をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請（以下「再要請」という。）をすることができる。」

○ 第18条（公表）第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

II なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、平成20年4月に施行しました。

今般、平成31年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、令和2年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、令和2年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。



1 なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

● 安全に安心して生きる権利

命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど

● 一人一人が尊重される権利

個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど

● のびのびと豊かに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど

● 主体的に参加する権利

意見を表明する機会が尊重されること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

● 共通の責務

市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う

①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

● 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

● 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

● 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

● 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 改正の経緯

平成 20 年 4 月	なごや子ども条例施行
平成 30 年 10 月	なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領 ⇒ 子どもの権利擁護機関の設立に際し、なごや子ども条例についても「今一度、見直すべき箇所がないか検討することについても考えられたい」と提言
平成 31 年 3 月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行
令和元年 6 月	なごや子ども・子育て支援協議会になごや子ども条例検討部会設置（会議を 3 回実施）
令和元年 11 月	なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
令和 2 年 1 月	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設
令和 2 年 4 月	子どもの権利を根幹に据え、子どもが権利の主体であることを明確に示すため「なごや子ども条例」を改正 （「なごや子どもの権利条例」に名称変更）

3 主な改正点とその考え方

改正点	考え方
名称を「 <u>なごや子どもの権利条例</u> 」に変更	子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確に表す。
子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体であることを明記 【前文】 ・ <u>子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。</u> ・ <u>子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。</u>	

改正点	考え方
「子どもにとって大切な権利及び責任」、「自分の行動に責任を持ち」、「社会の責任ある一員」などの責任という表現を見直し 【第3条（子どもにとって大切な権利）】 ・自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。 など	子どもの権利は、責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであることを明確に表す。
「年齢や発達」、「年齢及び発達」という文言を「一人一人の発達段階」に変更 【前文】 ・子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。 など	子どもの権利は、年齢や学年にとらわれることなく、一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。
虐待、体罰、いじめ等から守られる権利があることをより明確に表現 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(4) <u>虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。</u>	子どもの権利として明確に記載することが望ましい。
子どもの権利として明確に記載 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(7) <u>安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。</u> ・(8) <u>権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。</u>	
「広報」を独立の条文として規定 【第19条の2（広報）】 ・市は、子どもの権利について、市民の関心を<u>高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。</u>	積極的に広報や普及啓発に取り組んでいく姿勢を明確にする。

4 これからの取組み

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

令和2～6年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子ども会議の設置などにより子どもの社会参画を推進していくことが掲げられています。

III 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

1 体制

(1) 子どもの権利擁護委員（5名）

「人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者」（名古屋市子どもの権利擁護委員条例第4条第2項）のうちから、市長が委嘱します。

※50音順 ※令和2年4月1日時点

氏名	所属等
粕田 陽子 委員	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
谷口 由希子 委員	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授（社会福祉学）
藤井 啓之 委員（代表委員代理）	日本福祉大学経済学部 教授（教育学）
間宮 静香 委員（代表委員）	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長
吉住 隆弘 委員	中部大学人文学部 教授（臨床心理学）

(2) 調査相談員（10名）

子どもの権利擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のある者などです。

(3) 事務局（4名）

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の職員が、子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、子どもの権利擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。

相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

2 相談について

(1) 相談受付方法

子どもの権利擁護機関における相談は、子どもの抱える個別の問題解決だけでなく、その背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくこと

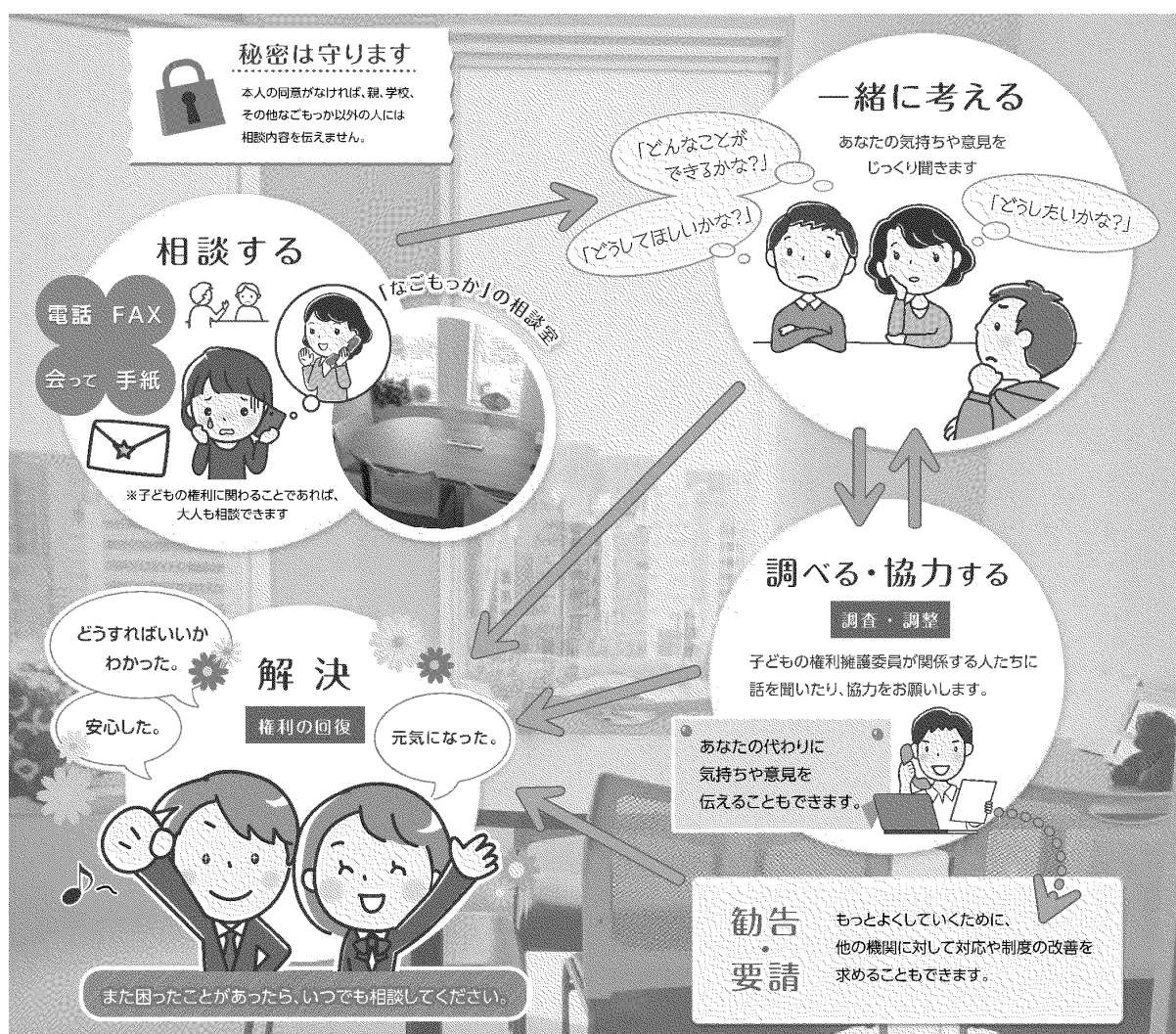
が必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としました。

- 電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994^{はなし きくよ}
大人用電話番号 052-211-8640
※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。
- FAX 052-211-8072
- 面談、手紙 〒461-0005
東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル6階

(2) 相談できる曜日と時間

月曜、火曜、金曜日 午前11時から午後7時 (受付は午後6時30分まで)
木曜日 午前11時から午後8時 (受付は午後7時30分まで)
土曜日 午前11時から午後5時 (受付は午後4時30分まで)
※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

(3) 相談を受けてからの流れ



IV 開設に至った経緯

1 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、平成20年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、平成28年10月に施行されました。

これらのことを背景として、平成30年度に、本市における子どもの権利侵害に関して擁護を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下本項では「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下本項では「部会」という。）を設置し、検討を行うこととなりました。

2 子どもの権利擁護機関検討部会

部会では、5名の委員により、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について、計5回の会議において議論が行われました。

議論の結果は、意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」として、平成30年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

(1) 部会委員の構成（敬称略、50音順） ※平成30年5月22日時点

氏 名	所 属 団 体 等
伊藤 健治	東海学園大学教育学部講師 多治見市子どもの権利擁護委員
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部准教授
鈴木 加代子	名古屋市人権擁護委員協議会人権擁護委員
谷口 由希子 (部会長)	名古屋市立大学大学院人間文化研究科人文社会学部 准教授（社会福祉学）
間宮 静香	愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員

(2) 検討の経過

区 分	開催日	議 事 等
第1回部会	平成30年 6月8日	○子どもの権利擁護機関検討部会の役割等 ○名古屋市の子どもの実態について ○相談機関での対応状況について ○検討のすすめ方について
第2回部会	7月20日	○川西市元人権オンブズパーソンによる講演 ○子どもの権利擁護機関設置に向けて
第3回部会	8月3日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方について
第4回部会	9月6日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方について
第5回部会	9月19日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方について

(3) 意見書『「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」について』の概要

区 分	内 容
基本的な考え方	○ 子どもの権利擁護に係る委員（以下「権利擁護委員」という。）は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組織・体制等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機 能	権利擁護委員の職務及び責務 ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。 相談、申立て調査及び勧告等 ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。

3 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、市民の皆さんのご意見を募集しそれに対する「市の考え方」をお示しするとともに、制度構築に反映させました。

(1) 意見募集期間

平成 30 年 12 月 21 日（月）～平成 31 年 1 月 25 日（金）

(2) 意見提出状況（意見提出者数：24 人）

ア 意見提出方法

郵 送	ファックス	電子メール	持 参	合 計
2 人	1 人	20 人	1 人	24 人

イ 年齢層

10 歳台以下	20 歳台	30 歳台	40 歳台	50 歳台	60 歳台以上	不明	合 計
2 人	1 人	3 人	3 人	4 人	9 人	2 人	24 人

4 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の制定

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例（案）」を平成31年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布されました。

5 条例制定～開設までの取組み

令和元年度においては、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく子どもの権利擁護機関の設置に向け、開設場所の検討・準備や、子どもの権利擁護委員・調査相談員の選任、研修の実施等、各種準備を行い、令和2年1月14日に名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」として開設しました。

また、市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、名古屋市子どもの権利擁護委員条例制定の過程で市議会において議論いただいた中で、権利擁護委員の独立性について多くのご意見をいただいたことから、委員の独立性を担保し、適正な子どもの権利擁護機関の運用を図るため、委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」の配置に向けた検討を進め、令和2年4月より、子どもの権利擁護機関参与を配置することとなりました。

V 相談・調査・調整等の状況

1 相談・調査・調整等活動の状況

令和2年1月14日の開設から令和2年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

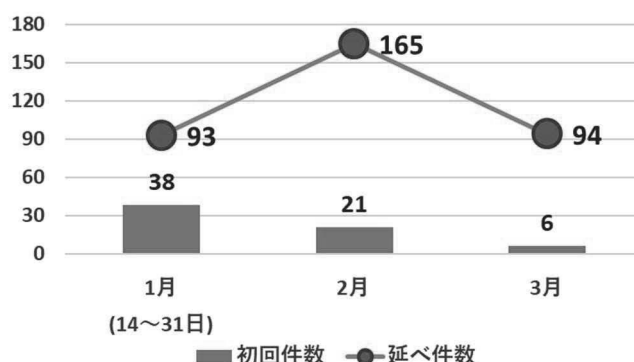
※1 無言電話は件数から除外しています。

※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。

※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談において権利侵害の対象となる人（子ども）を表します。

(1) 月別相談件数（初回／延べ）

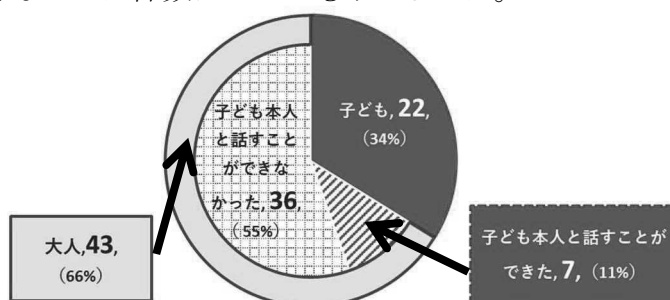
月別の相談件数を初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談の他、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。



初回件数は計 65 件、延べ件数は計 352 件でした。初回件数は開設時から徐々に減少していますが、延べ件数は2月が一番多くなっています。また、3月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学校が休校になるなど市民生活に影響が出始めた時期であることから、相談件数にも何らかの影響があったのではないかと考えられます。

(2) 相談者別件数（子ども／大人）（初回）

初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。



初回の相談者は子どもの場合が 22 件、大人の場合が 43 件でした。大人 43 件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは 7 件でした。よって全相談 65 件中、29 件（約 45%）で子ども本人から話を聞くことができました。それ以外の 36 件の中でも、令和 2 年 4 月 1 日以降に子ども本人の話を聞くことができた相談もありました。

（3）相談者が子どもの場合の当該子どもの学齢・性別（初回）

初回の相談者が子どもの場合における、当該子どもの学齢及び性別毎の相談件数を示しました。



小学生からの相談が、中学生及び高校生からの相談より多くなりました。相談室の案内は、各学校等に相談室の機関紙・カードを配付するなどして行われました。機関紙・カードの配付時期や、配付時の案内の仕方等が相談件数に影響を及ぼすのではないかと考えられます。中学生以上の子ども達の声をもどのように拾っていくのかが今後の課題です。

（4）相談対象の子どもの学齢・性別（初回）

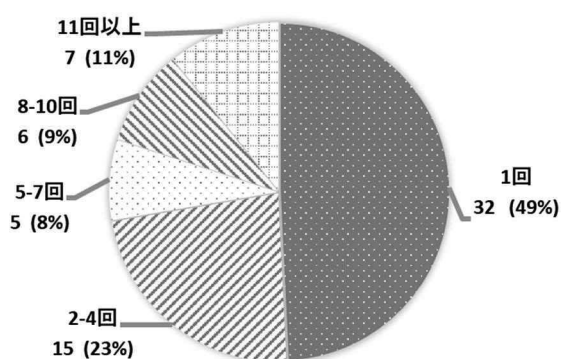
初回件数において、相談対象とされた子どもの学齢及び性別毎の件数を示しました。



相談対象とされた子どもは、小学生が多く、全体の半分以上でした。特に小学生低学年だけで全体の 1/3 近くとなっています。また、特に小学生では、男子よりも女子の方が多い傾向がみられました。

(5) 相談の継続回数

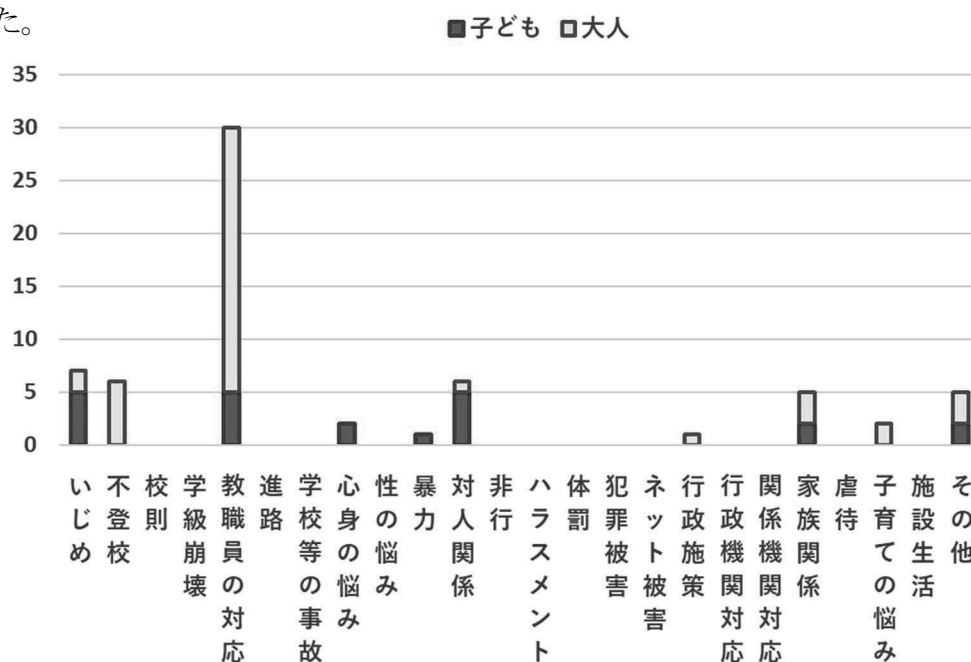
初回相談後、令和2年3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。



令和2年3月31日までの期間中に、相談が1回だったものは32件（49%）とほぼ半分の割合を占め、2-4回のものは15件（23%）、5-7回のものは5件（8%）、8-10回のものは6件（9%）、11回以上のものは7件（11%）でした。

(6) 相談の主訴（初回）

初回相談における、主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお複数の問題があった場合は、最も中心となっているものを主訴としました。

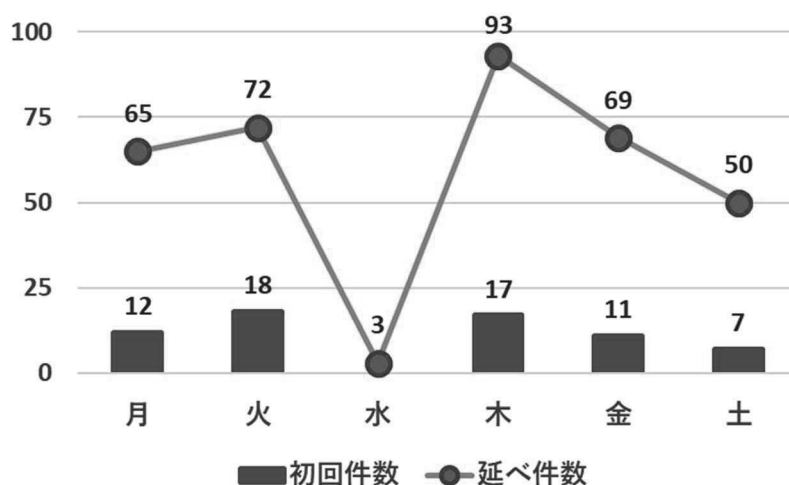


主訴	いじめ	不登校	校則	学級崩壊	教職員の対応	進路	学校等の事故	心身の悩み	性の悩み	暴力	対人関係	非行	ハラスメント	体罰	犯罪被害	ネット被害	行政施策	行政機関対応	関係機関対応	家族関係	虐待	子育ての悩み	施設生活	その他	計
大人	2	6	0	0	25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	2	0	3	43
子ども	5	0	0	0	5	0	0	2	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	22

最も多かった主訴が「教職員の対応」（30件）で、特に大人からの相談において多い傾向がありました。「いじめ」（7件）、「対人関係」（6件）、「不登校」（6件）、「家族関係」（5件）と続きましたが、「いじめ」と「対人関係」の多くは子どもからの相談でした。

(7) 曜日別件数（初回／延べ）

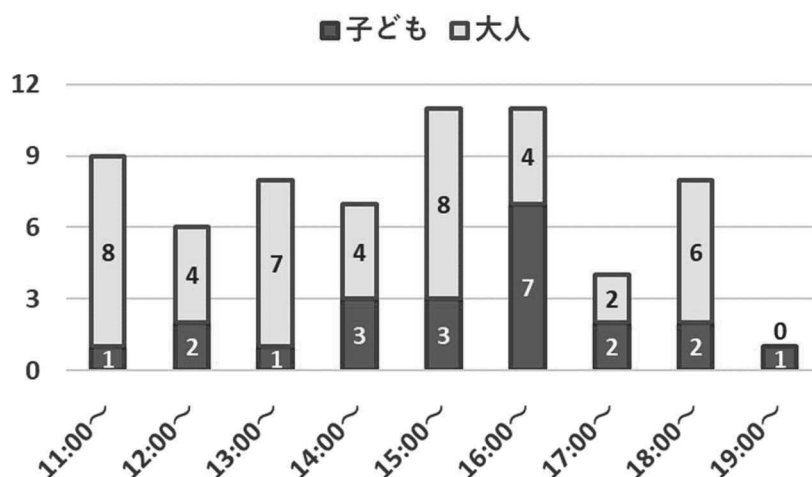
曜日別の初回及び延べ件数を示しました。



相談日は、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日の5日間です。水曜日は終日ケース検討会議日であり原則相談は行っていないが、継続相談にかかる調整等の件数を計上しました。木曜日の延べ件数が多くなっているのは、水曜日のケース検討会議を受けて相談者や関係機関に連絡や調整を行っている場合が多いことが考えられます。また、相談時間は通常午後7時までですが、木曜日は午後8時、土曜日は午後5時までとなっています。これら相談時間の違いも、曜日別の件数の違いに影響していることが考えられます。

(8) 時間帯別相談件数

初回相談における、時間帯別の相談件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。

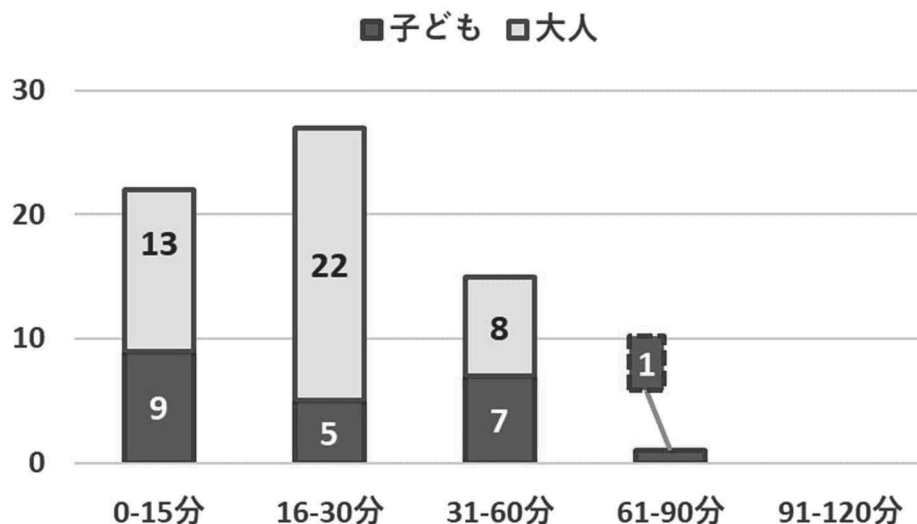


子どもからの相談は、16：00～17：00の時間帯が最も多かったです。学校から帰宅した後の時間が多くなっているのではないかと考えられます。一方、大人からの相談は、16：00までの時間帯が多い傾向にありました。子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する場合が多いのではないかと考えられます。

(9) 相談の所要時間

① 初回

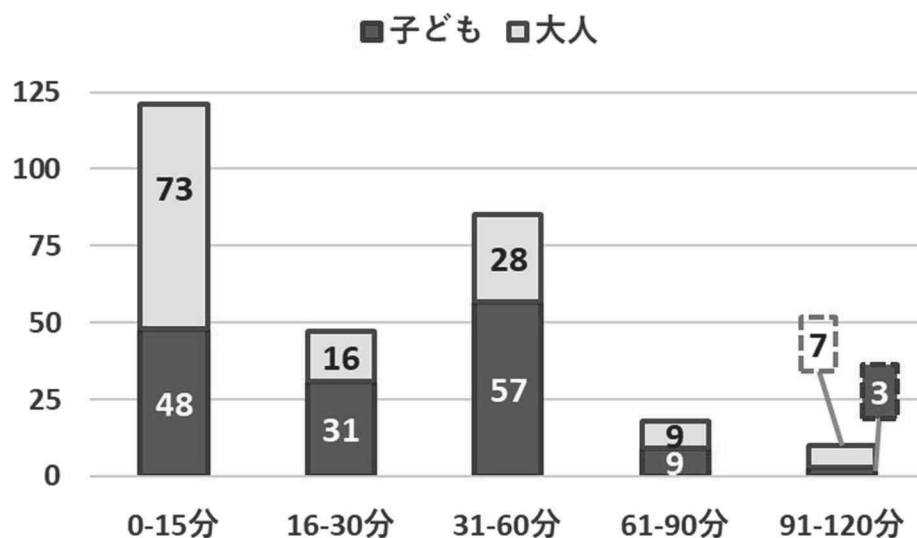
初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



60 分以内に終了するケースが多く、60 分を超えた相談は 1 件で、平均の所要時間は約 24 分でした。

② 2 回目以降

2 回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。

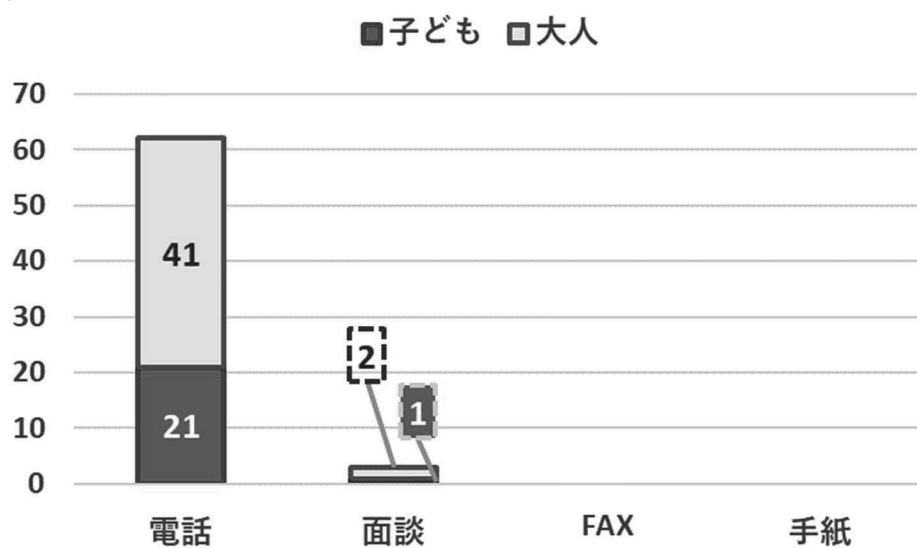


2 回目以降の相談も、初回と同様に 60 分以内に終わる相談が多いですが、60 分を超え 120 分に及ぶ長時間の相談もありました。大人は 15 分以内で終わる相談が多く、それに対して子どもは「31-60 分」の相談が多い傾向がみられました。

※ 相談に関する連絡・調整等の件数も含むため「0-15 分」の件数が多くなっています。

(10) 相談方法（初回）

初回相談における相談方法を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



電話での相談が多いですが、来所しての面談も 3 件ありました。

2 申立て・自己の発意、調査・調整、勧告・要請等の状況

令和 2 年 1 月 14 日の開設から令和 2 年 3 月 31 日までに、名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 12 条第 1 項に基づく「申立て」を 1 件受理し、同条例第 13 条第 1 項に基づく調査を行いました。

また、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関からの情報収集等を 3 件行いました。

VI 相談の事例

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」には、日々多くの相談が寄せられています。令和2年1月に開設したばかりということもあり、最終的な解決に至った事例をまとめるには、まだまだ積み上げが必要な状況です。

そこで、本項では「なごもっか」に寄せられる相談として、今後想定される主な事例について、子どもの権利の観点からどのような関わりが想定されるかまとめました。「なごもっか」に相談すること自体が、「権利が侵害されたときは、速やかに回復ができるよう、適切な支援を受けられること」（なごや子どもの権利条例第4条第8号）として保障されています。事例中の「守られるべき主な権利」では、それ以外の「なごや子どもの権利条例」の関係する主な条文を引用しています。

今後「なごもっか」を活用していただく上での参考としていただければ幸いです。

※ 実際のケースについて記載したものではありません。

事例①

相談者	子ども本人
子ども	高校生
相談内容	保護者からの暴力、暴言で、近隣住民からの通告により児童相談所に一時保護されたことがある。一時保護から戻ってからは、暴力はなくなったものの、きょうだいと比べられたり、些細な事でたびたび怒られたりする。辛くて家にいたくないけれど、家にいるしかないと思っている。
対応の概要	子ども本人から電話がありました。辛い思いを傾聴し、状況を詳しく聞きたいと伝え、後日面談をしました。児童相談所ではなく、「なごもっか」に電話した理由は、児童相談所に連絡するとまた一時保護されて通学できなくなり、一番の心の支えである親友と会えなくなることを心配したためとのことでした。確認したところ、命の危険や切迫した状況はなかったため、この機関では子どものペースに合わせて一緒に考えていくことを伝え、これからのことや保護者への気持ちの伝え方について、選択肢を一緒に考えました。また、今後について児童相談所と相談する時には面談に同行できることを伝えたと、安心したようで、定期的に状況確認の連絡をとることにしました。
守られるべき主な権利	第4条 「安全に安心して生きる権利」(2)(4)(7) 第5条 「一人一人が尊重される権利」(2)(3) 第7条 「主体的に参加する権利」(1)(2)(3)

事例②

相 談 者	子ども本人
子 ど も	小学生
相 談 内 容	面白かった本を隣の席の子に貸してあげたら、その子が無断でさらに別の子に貸してしまっていることがわかった。面白かったと思ってもらったことはうれしいけれど、祖父母から誕生日プレゼントとしてもらった本だし、その子のもののように貸して、もやもやする気持ちになった。
対 応 の 概 要	子どもからの電話相談でした。子どもの話を聞き、悔しい気持ちや悲しい気持ちを受け止めました。話をする中で、本を返してほしいけれどケンカになりたくないという思いが出てきたため、どのように伝えればよいか一緒に考えました。後日、一緒に考えたとおりに自分の気持ちを伝えられたこと、本を返してもらって「ごめんね」と謝ってもらえたことについての報告がありました。
守られるべき 主 な 権 利	第5条 「一人一人が尊重される権利」(2)(3) 第7条 「主体的に参加する権利」(1)(2)(3)

事例③

相 談 者	父親
子 ど も	中学生
相 談 内 容	子どもが何度か遅刻をしていたが、3年生2学期のある日、教室に入ったら担任からたびたび遅刻していることを責められ、クラス全員の前で厳しく叱責された。その後、子どもが不登校になった。校長と担任に謝罪してほしい。
対 応 の 概 要	父親からの相談でした。親子で面談に来ていただき、「なごもっか」が子どもの意見を尊重する機関であることを伝えた上で、親子別室で面談を行いました。父親は学校の対応が許せず、「謝罪をしてほしい」と繰り返しました。子どもは担任の対応以外にも学校での悩みがあり、卒業も近いことから、「先生から謝ってもらっても学校に行けるようになるかどうか分からない。今は卒業後のことを考えたい」と思っていることがわかりました。父親にどのように伝えるのがよいか子どもと一緒に考え、調査相談員同席のもと、子どもが父親に気持ちを伝えるときともに、調査相談員から子どもの権利についての説明を行い、父親に理解してもらいました。その後父親は、登校しない間の学習支援について、学校と協議しました。
守られるべき 主 な 権 利	第4条 「安全に安心して生きる権利」(6)(7) 第5条 「一人一人が尊重される権利」(1)(3) 第6条 「のびのびと豊かに育つ権利」(1) 第7条 「主体的に参加する権利」(1)(2)(3) 第10条 「保護者の責務」2 第12条 「学校等関係者の責務」1・3

事例④

相 談 者	祖母
子 ど も	小学生
相 談 内 容	特別支援学級での担任の対応が孫の発達特性に合わないため、学校に行き渋るようになり困っている。子どもの気持ちを学校に伝えているものの、なかなか理解してもらえないようである。
対 応 の 概 要	祖母からの相談でした。祖母から母に「なごもっか」への相談を促してもらい、母子で来所していただき、親子別室で話を聞きました。子どもは、学校に安心して行きたいという希望がありましたが、母親と学校との関係がこじれて母親の気持ちが学校にうまく伝わっていないことが予想されたため、子どもの権利擁護委員と調査相談員が学校に行って話をすることを母子に提案し、了承をもらいました。学校へは、「なごもっか」から連絡があることを予め教育委員会から伝えてもらった後、電話で概要を説明し、訪問しました。学校に子どもの発達特性と母親の思いを伝えて理解していただき、担任の先生の子どもへのアプローチの仕方を変えてもらいました。その結果、子どもは学校に通えるようになりました。
守られるべき 主 な 権 利	第4条 「安全に安心して生きる権利」(2)(6) 第5条 「一人一人が尊重される権利」(1)(5) 第6条 「のびのびと豊かに育つ権利」(1) 第7条 「主体的に参加する権利」(1)(2)(3) 第12条 「学校等関係者の責務」1

VII 広報・啓発活動

名古屋市子どもの権利擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」を定めています。

1 配付物を活用した広報活動

(1) 機関紙

子ども達に子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○第1号 配付時期：令和元年12月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校、保育所、幼稚園等に通う子ども

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを作成しました。

○配付時期：令和2年3月

配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等に通う子ども

○その他、市内コンビニエンスストア、児童館、図書館等関係機関において配布

(3) リーフレット

学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成しました。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取り組みや相談方法など基本的な情報の他、最新情報や活動等を随時掲載しています。

URL：<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000123945.html>



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

(2) 広報なごや

○令和2年1月号 市政トピックス「なごやの子どもの権利を守る取り組み」

○令和2年4月号 表紙

市長インタビュー「日本1子どもを応援するマチ ナゴヤ」

(3) テレビCM・新聞広告

子どもの権利と「なごもっか」について幅広く知っていただくため、テレビCMの放映と、新聞広告の掲載を実施しました。

(参考) 公式 Twitter ※令和 2 年度に開始

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



QR コードは (株) デンソー
ウェブの登録商標です。

3 マスコットキャラクターの募集

子ども達に「なごもっか」への親しみを感じてもらうことで、気軽に相談できる機関になるよう、名古屋市内に住んでいる、もしくは市内の学校等に通っている 18 歳未満の人を対象にマスコットキャラクターを募集し、令和 2 年度に子どもたちによる投票で、キャラクターを決定しました。

今後、広報に活用するとともに、名前の募集を行います。

○募集期間：令和元年 12 月 17 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

○応募総数：845 点



4 「市政出前トーク」を活用した啓発活動

「市政出前トーク」の制度を活用し、名古屋市立吹上小学校 PTA の皆さんにお声掛けをいただき、同校 PTA 家庭教育セミナーにおいて、「『子どもの権利』について考える」と題して間宮権利擁護委員が講演会をさせていただきました。

○実施日：令和 2 年 1 月 27 日 (月)



子どもの権利条約や、なごや子ども条例（令和 2 年 4 月 1 日に「なごや子どもの権利条例」に改正）、子どもの権利擁護機関制度の歴史や背景に触れながら、「子どもの権利」とは何かについて、参加者の皆さんと一緒に考える機会となりました。

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発として、こうした講演や研修活動を積極的に進めていきます。

「市政出前トーク」をご利用いただいても、直接「なごもっか」の事務局までお問い合わせいただいても結構です。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画室（分室）

TEL：211-8071

(1) 機関紙

令和元年12月 第1号

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**

2020年1月14日 火曜日 11時オープン

一人で悩まないで、相談してください

みなさんには「子どもの権利」があるって知っていますか？
名古屋市は、子どもにとって大切な権利を守り、子どもたちがいつも笑顔でくらせるように、2008年に「なごや子ども条例」という約束を作りました。

「なごもっか」は、困っている子どもを助け、権利を守るところです。悩んだり、困ったりしたときは、何でも相談してください。「どうするといいか」を一緒に考えます。
18歳未満（高校在学中の人も含む）は相談できます。

★ 秘密は守ります ★ 話をじっくり聴きます

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ

- ・学校に行きたくないなあ
- ・ご飯が食べられない時がある
- ・仲間にはいれない
- ・ゆっくりする時間が欲しい
- ・このルール、おかしくない？
- ・みんなと違うのはだめなの？
- ・話を聞いてくれない
- ・嫌なことを言っちゃった

【相談方法】
電話で 0120-874-994 (子ども専用フリーダイヤル 無料)
FAXで 052-211-8072
会って 〒461-0005 名古屋市中区東 桜一丁目13番3号 栄駅からオアシス21
手紙で NHK名古屋放送センタービル6階
※子どもの権利に関することであれば、大人も相談できます。
大人用電話番号 052-211-8640

【相談受付時間】 月・火・金 11:00~18:30 木 11:00~19:30 土 11:00~16:30
(祝日、年末年始を除きます)

子どもの権利擁護委員から
子どもの権利擁護委員は、名古屋市の子ども権利相談室の相談員に基き、家庭・地域・学校等での子どもの権利を守るために、多様な分野の専門知識から構成されています。現在、弁護士2名と研究者3名（児童福祉・心理学・教育学）の5名です。電話・面接相談を行う調査相談員の方々と連携をとりつつ、子どもの立場に立てて権利擁護の早期発見・解決・予防等に取り組めるよう独立性が確保されています。子どもが生きやすい社会はすべての人が生きやすい社会、その実現に向けて、力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

「子どもの権利」とは？
すべての子どもは生まれながらに「権利」があります。日本も批准している国連「子どもの権利条約」では、大きく分けて1.生きる権利、2.育つ権利、3.守られる権利、4.参加する権利を定めています。子どもはどんなに小さくとも自分の気持ちがあり、それが尊重されることで自分の人生を切り拓いていくことができます。子ども一人ひとりに合わせた「最善の利益」が考慮され、子どもの権利を保障するのは、社会そして大人の役割です。

名古屋市の子ども権利相談室 **「なごもっか」** マスコットキャラクター募集!

【募集内容】相談室（なごもっか）のマスコットキャラクターを募集します。
選ばれた作品は相談室のマスコットキャラクターとして使われます。

【対象者】名古屋市内に住んでいる、もしくは市内の学校等に通っている18歳未満の人（在学中も含みます）

【応募方法】下段のスペースまたは別紙に描いて、①応募箱（相談室にあります）②ファックス③郵送 ④メール (a3199@kodomoishonen.city.nagoya.lg.jp) で応募してください。
※ファックス番号と郵送の宛先は裏面をご覧ください
令和2年1月31日（金）

【締め切り】マスコットキャラクターが選ばれた人には、記念品等をお渡しします。（令和2年5月頃を予定）

名古屋公式ウェブサイトにも募集についての説明ページを開設しました。
『なごもっか マスコットキャラクター募集』で検索！ QRコード

マスコットキャラクターをここに描いてね！

※マスコットキャラクターが決定したら、募集（応募）を募集します

募集期間：
住所：
名前：
電話番号：
年齢など：

※別の紙に描いて応募できます。みなさんの応募をお待ちしています。

(2) カード

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**

悩んだときは相談してね

たとえば… ※秘密は守ります

- 学校に行きたくないなあ
- ご飯が食べられない時がある
- ゆっくりする時間が欲しい
- 仲間にはいれない
- このルール、おかしくない？
- みんなとちがうのはだめなの？

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994 無料

ファックスで 会って 手紙で も相談できます。

「なごもっか」は、困っている子どもを助け、その権利を守るところです。
悩みや困り事がある時は何でも相談してください。「どうするといいか」を一緒に考えます。
18歳未満（高校在学中の人も含む）は相談できます。

名古屋市の子ども権利相談室 **なごもっか**

電話 0120-874-994 FAX 052-211-8072
(子ども専用フリーダイヤル 無料)
会って 〒461-0005
手紙で 名古屋市中区東 桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

子どもの権利に関することなら大人も相談できます。
大人用電話番号 052-211-8640

月・火・金 / 午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
木 / 午前11時～午後8時(受付は午後7時30分まで)
土 / 午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで) ※祝日、年末年始を除きます

(3) リーフレット

①ふりがな有り版

子どもの権利とは？

どの子どもおなじ人はいないから、生まれたときから二人一人がたいせつにされる**権利**をもっています。

どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、**あんしん**してじしんをもって大入になっていくことができます。これから大入になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちには、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびとゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちでさんかする権利」の4つの権利をちゅうしんに、さまざまな権利があります。

(なごもっかの権利条約)

「なごもっか」とは？

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようがいんがいます。「権利ようご」というのは、**権利をまもる**、という意味です。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「**子どもの最善の利益**」(その子どもにとっていちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけんをいいやすように、いっしょにかんがえ、**みなさんのきもちをたいせつにして** かいけつをめざします。




相談するには？

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

●電話で 本人加電は無料 052-211-8640
※子どもの前におられることでは、大入も相談できます。

●FAXで 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を渡って3分ほどです。)

●会って、手紙で

相談できる曜日と時間

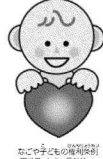
月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)	午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)

※夜間、早業開始を随時変更

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

二人で悩まないで、相談してね



「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなし せく ぶ
0120-874-994

なごもっか

「なごもっか」で検索




「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくないなあ
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- こはんを食わせてもらえない時がある
- いじめで悩んでいる
- いやなこと言っちゃった
- 話をきいてくれない

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

相談する

ひみつは守ります
本人の問題がなければ、親、学校、その他の人以外の人には相談内容を伝えません。

相談する
電話 FAX 会って 手紙

「なごもっか」の相談室

子どもの権利に関することであれば、大入も相談できます。

一緒に考える

「どんなことがござるか？」
「どうしてほしいかな？」
「どうしたいかな？」

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

調べる・協力する

子どもの権利ようがいんが関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

解決

どうすればいいかわかった。
元気がなった。

勧告・要望

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

②ふりがな無し版

子どもの権利とは？

人権は、大人だけのものではありません。
すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在として大切にされる「権利」があります。

どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。
「なごもっか」では、

- ① 安全に安心して生きる権利
- ② 一人一人が尊重される権利
- ③ のびのびと豊かに育つ権利
- ④ 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利擁護委員会」に基づき、子どもの権利を守るための相談室です。

なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」（その子どもにとって一番良いことは何か）を考えながら活動します。

なごもっかは、みなさんが自分の意見を言うように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。



なごもっか入り口（右側です）



NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎0120-874-994

●電話で 大人用電話番号 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで 052-211-8072

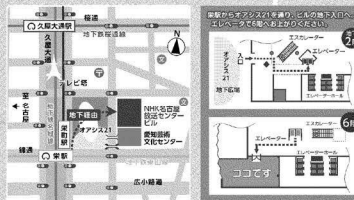
〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
（栄駅からオアシス21を渡って3分ほどです。）

●会って、手紙で

相談できる曜日と時間

月	火	水	木	金	土	日
午前11時～午後7時（受付は午後6時30分まで）	午前11時～午後8時（受付は午後7時30分まで）	午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）	午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）	午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）	午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）	午前11時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

※祝日、年末年始を除きます



名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

一人て悩まないで、相談してね

なごもっか
なごもっか子どもの権利相談室
なごもっか

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなしきくよ
0120-874-994

なごもっか
「なごもっか」で検索

※QRコードは「なごもっか」アプリで読み取れます。

「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは
「なごもっか」へ相談してみよう



その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

なごもっかでの相談は調査相談員が対応し、子どもの権利擁護委員は相談・申立て等に基づいて調査・調整を行います。
必要があれば、他の機関等に対し、対応を改めたり、制度を改善したりするように勧告等を行うこともあります。
また、申立てがない場合でも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない制度や状況があることを知ったときには、自ら調査や勧告等を行う機能もっています。



VIII 子どもの権利擁護委員による座談会

令和2年1月14日に名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」が開設してから約半年が経過しました。子どもの権利擁護委員が、これまでの取組みや今後の展開など、それぞれの立場や思いについて、座談会形式で語りました。

実施日：令和2年6月10日（水）

場 所：名古屋市子どもの権利相談室
「なごもっか」



事務局（以下「事」） それでは、はじめに皆さんの自己紹介をお願いします。

間宮委員（以下「間」） 弁護士をしています。

弁護士登録当初から、少年非行、虐待を受けた子どもたちへの支援、児童相談所の嘱託弁護士、子どもシェルターの立ち上げや運営、いじめ案件、虐待死させた多胎児母の弁護などに携わってきました。2014年から豊田市子どもの権利擁護委員となり、そのご縁で名古屋市子どもの権利擁護機関検討部会の委員として制度設計に関わりました。なごや子ども条例の改正の委員も務めました。常設の子どもの権利擁護委員のかけもち是全国初という噂です（笑）。

藤井委員（以下「藤」） 日本福祉大学の教員で、専門分野は教育方法学・生活指導論・道徳教育です。子どものいじめ・暴力問題や子どもの権利行使を保障する学級づくりなどについて研究しています。かつて名古屋市緑区の中学校であった「5000万円恐喝事件」を調査した縁で、非行の子を持つ親の当事者団体や自立援助ホームの設立に関わってきました。東海地区「子ども条例」ネットワーク設立の呼びかけ人の一人です。

粕田委員（以下「粕」） 主婦の期間を経て、産後に弁護士登録しました。私自身、子どもを取り巻く環境の息苦しさを感じていたことから、登録後は子どもに関する案件に積極的に関わってきました。今は、愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長と、子どもサポート弁護団（児童虐待対応弁護士の任意団体）の事務局次長を務めており、これまで行政の審議会委員や第三者委員等も経験させていただきましたが、非行、児童虐待、いじめ、不登校支援等々子どもに関わることではいつも学ぶことばかりです。

吉住委員（以下「吉」） 中部大学で教員をしているほか、ささしまサポートセンターの理事などを行っています。臨床心理士、公認心理師です。出身地は北九州市で、大学生になる時に名古屋に移ってきました。大学で物理学を専攻し、卒業後製造機器のメーカーに勤務しましたが、その後、大学の教育学部に編入学し大学院に進み、臨床心理学を専攻しました。修士・博士課程を修了後、2008年秋より現在の大学に所属しています。研究および実践のテーマは、児童・青年期のこころの問題、臨床心理学的地域援助、貧困者・家庭への支援等です。

谷口委員（以下「谷」） 名古屋市立大学大学院の教員です。専門は社会福祉学、児童福祉論です。社会福祉士です。貧困の再生産とそこに介入する援助実践として社会的養護を

捉え、子どもの権利の観点から制度・支援を考えることを研究テーマとしています。大学と大学院博士前期課程では教育社会学を専攻していました。博士後期課程では社会福祉学を志し、児童養護施設で子どもたちと生活をともにする調査を行っていました。最近、社会的養護の措置解除後に声を上げることが困難な子ども・若者の実態把握と意見表明の調査・研究をしています。なごや子ども・子育て支援協議会委員を務めているほか、子どもの権利擁護機関検討部会委員（部会長）、子ども条例検討部会委員を担当させていただきました。

事 まず、子どもの権利擁護機関を開設する準備段階として、検討部会を設けて議論がされました。現在の擁護委員のうち間宮委員と谷口委員が検討部会に参加されていたので、その議論の状況について教えていただければと思います。



谷 平成 20 年になごや子ども条例が制定されましたが、第 14 条に、「市は、保護者…（略）…関係機関と連携し、及び協働し、虐待や体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない」とあります。国連・子どもの権利委員会からの勧告もあるなかで、条例制定から 10 年が経ち、このような子どもの権利擁護のための公的な第三者機関を作るというのは、なごや子ども条例においても、子どもの権利を守りたいと思っている人たち、市民にとっても、悲願だったんです。それが平成 30 年になごや子ども・子育て支援協議会の部会という形で立ち上がりました。部会の構成員は、伊藤健治さん（東海学園大学講師（当時、現准教授））、小林由美子さん（名古屋学院大学准教授）、鈴木加代子さん（名古屋人権擁護委員協議会）、間宮静香さん（愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長）、そして私（谷口由希子：名古屋市立大学大学院准教授）で、私が部会長を担当しました。部会は計 5 回でしたが、毎回議論が尽きず、部会以外でもそれぞれの構成員が時間をかけて検討を重ねました。平成 30 年 10 月 31 日に部会で「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」として取りまとめ、意見書として提出しました。12 月にはパブリックコメントを行い、平成 31 年 3 月に名古屋市子どもの権利擁護委員条例が制定されました。

間 私は豊田市で擁護委員をしているので、名古屋というこの巨大な都市の中でどのような権利擁護機関にするのかというのが私の中のテーマのひとつでした。支所を作りたいとか、いろいろな話も出たのですが、まずは、どこに設置するのか、擁護委員の人数、相談員の人数等が議論の中心になっていたかと思います。

あとは、やはり制度改善やモニタリング等と、子どもの権利の意識を広げていくということも話題になりました。後発（全国で 34 番目）の機関なので、他自治体の機関の良いところ悪いところも含め、新たな制度設計をしていけたらという思いがありました。

検討委員の中では私が豊田市の擁護委員で、東海学園大学の伊藤健治先生が多治見市の擁護委員なので、他自治体の状況も踏まえて議論ができたというのは大きな意義があったのではないかと思います。

谷 大きな焦点の一つに、擁護委員の位置付けがありました。

相談員と擁護委員の間に調査員が入る「3層構造」と、調査相談員と擁護委員の「2層構造」(名古屋市はこちらを採用)のいずれが適当かというものです。3層構造の場合だと、擁護委員がなかなかケースに関わりにくいという側面がある一方で、札幌市が3層構造を採用しているように、大都市で運営していくには3層構造の方が効率的なのではないという意見もありました。結果的には、やはり擁護委員もケースに関わっていくべきということで、報告書では2層構造を推奨する形で結論付けました。今、「なごもっか」が動き出して、擁護委員がケース会議において全ケース共有できるようになり、望ましい形になったのかなと思っています。

問 不安だったのが、擁護委員が全件ケースを確認できるのかというところでした。どのくらい相談があるかも全くわからなかったのです。今は何とか全件内容を確認できています。これから相談が増えていくと思うのですが、調査相談員が様々なケースを経験すれば、重点的にケース会議で取り上げるべきものと調査相談員が中心になって対応すべきものの区別が積み上がっていくと思います。ただ、認知度があがり、想定以上に相談が増えたときにどうするか、また支所の問題などの議論も出て来るかもしれないと思います。

また、調査相談員としてどういう方が従事されるのかというのは、この機関の肝だという話を私はずっとしていました。やはり電話の対応を一步間違えると擁護委員のところまで情報が来なくなってしまうので、実際に相談を受けてくださる調査相談員の質の確保というところは、とても大事なところだと思っています。そういう意味では調査相談員の処遇の問題など、もう少し積み残しは残っているかと思っています。

谷 あと、この機関の役割として、ケースの相談ではなくて、子どもの権利を守る社会や文化を作るところも力を入れていくために、子どもの権利の普及啓発についても大きな役割のひとつとして位置付けていこうという議論をしました。この点については、引き続き議論して、進めていきたいと思っています。

事 ありがとうございます。検討部会での議論を踏まえて、この「なごもっか」の設置根拠である名古屋市子どもの権利擁護委員条例ができているということですが、その特色について、皆さんの方からお話しいただきたいと思います。

谷 やはり子どもの権利を中心に動く、独立性をもつ公的な第三者機関であり、他機関へ調査や調整、そして勧告や要請を行うことができるということが大きな特徴になるのかなと思います。

問 独立性というところはすごく大事で、今回「参与」(「Ⅳ 開設に至った経緯」5の項目参照)という方をお迎えするのはおそらく全国で初めてだと思います。それだけではなく、例えば予算のこととか、他自治体では市役所の中に機関があり、他の相談機関の相談員と隣の席になっているとか、本当に独立性が確保できていると言えるのかという状況もある中で、名古屋市は独立性をしっかり持った機関という位置付けをしていて、事務局と我々との間でも(個別ケースに関わる)情報共有はしないということなど、独立性は強く保障できているのかなと思います。それから、先ほど谷口委員がおっしゃっ



ていましたけど、子どもの権利を守る文化及び社会を作ることが設置の目的になっているのは、大きなことだと思っています。

ただ、私としては、子どもの権利を守る文化及び社会を作るのは、擁護委員だけではなくて、名古屋市の責任としても一緒にしていけたらいいと思っているところです。

あと、大きな特徴の一つとして「全ての者の責務」が条例の第 11 条に定められていますが、他の自治体では、市などの機関は委員の職務に関して協力する義務がある一方で、他の者に関しては努力義務のような形になっているんですが、名古屋市の場合は、「何人も委員の職務の遂行に関し積極的に協力しなければならない。」ということで、他自治体に比べるとかなり権限が強いと思います。

それから、もうひとつの特徴としては、再勧告や再調査。勧告を出した相手機関等から提出していただく報告に対し、必要に応じて更に再調査と再勧告をするというもので、条例第 17 条に規定があります。これも他自治体にはない強いものになっていると思います。

他に、条例で記載されているわけではないですが、擁護委員の勤務実態について、週 1 回ケース会議で全員が揃うのに加え、その他の曜日でも権利擁護委員が原則勤務するのは、おそらく他自治体ではないのではと思っています。擁護委員が積極的に案件に関与していけるのは、大きな特徴だと思います。

谷 検討部会の議論の際に、学校現場で体罰の事件が起こり、現場としては繰り返し改善のための努力をしたものの、それを教育委員会と連動する等の形でうまく防止できず、結果的に体罰が止められなかったという話がありました。そこで一度きりの調査や勧告だけではなく、再発防止に向けて「モニタリング」を行い、再勧告や再要請を行うことができる枠組みを考えました。勧告や要請のあとには、60 日以内に是正措置や改善状況を報告することになっています。再勧告や再要請の場合も同様です。大切なことは、ただ勧告をするだけではなくて、そのあと見守っていくということ。機関の権限を行使するだけではなくて、関係機関とともに子どもの権利のために最も良いことを一緒に考えていこうというスタンスなのかなと思います。

事 擁護委員の勤務形態の話で、確かに他自治体では月に数回程度というところもあるとお聞きしているという一方で、やはりお忙しい中負担になるのではという場合もあるのですが、いかがですか。

藤 私の場合、たまたま分散キャンパスの教職課程センター分室の副センター長というポジションなので、その業務があつて、授業の数が少な目だから結構やりくりができていますが、吉住委員の場合どうされているのかと(笑)。(次の擁護委員を探す際に、)この勤務形態を前提に大学の教員などから探すのは多分かなり厳しいかと思います。ちょうど専門の方が、大学を退職して、その後擁護委員になるような形ができると一番いいと思います。

間 若いからこそ動けるというところもあると思います。

藤 ただこのペースでないと、ケース記録を読みきれないです。

粕 実際に他機関に行くなどの動きは、どうしてもしなければいけない部分だと思います。私や間宮委員は比較的時間が自由になる方だと思いますが、それでも自分の本来業務を少しセーブしながらというところがあります。

吉 私は擁護委員になった時期が少し後で、最初は研究テーマが子どもの貧困ということで、子どもの権利とも関係があるのでお声かけいただいたのかと思いました。勤務形態については、大学の授業やその他の業務もあって、なかなか厳しいところはあります。

(擁護委員について) 個人的には意義はすごく感じています。私の問題意識は学校等の他機関への働きかけにあり、いちカウンセラーの立場だと、スクールカウンセラーを除いてはなかなか関与できません。そういった中で、ある意味相談者の方の動きに委ねてしまうことになることが多いのですが、ケースによっては、ちょっと支援者が手を貸せば、よりスムーズに問題が解決するのかなと思えるものもあります。「なごもっか」では、それができるという意味ではすごくやりがいがあります。難しいながらも、イメージしていたものが、少しできているかなという印象があります。

事 擁護委員の負担が大きいです。事務局から見て、擁護委員がいることによって、調査相談員がその都度擁護委員に相談できるという迅速性や、調査相談員の安心感という面では、非常にこの機関としては大きな特色かと思っています。

間 擁護委員は非常勤という位置付けで、本来業務との兼ね合いがあります。特に個人事業主の場合は本来業務を減らさなければならぬので、時間的にも、経済的にも厳しいというのが正直なところかと思っています。これだけ責任のある立場ですから、処遇面が担保されている必要があることは、検討部会の中で主張したことの一つです。

制度を作るときに、ある程度の予算措置をしていただいたということは非常に大きかったですし、だからこそ、私たちの後も次の人が擁護委員を責任持って引き受けられると思います。良い制度にするために、処遇面の確保は、何とか他自治体の方でも頑張っていたきたいところだなと思います。

事 これから他自治体で権利擁護機関の立ち上げを検討されるところもあるかと思いますが、検討部会など準備段階からしっかりと位置付けをし、処遇的なところも含めて準備をしていくということが非常に大事なのかなと思っています。

事 次に、1月14日にオープンして、相談が始まっていますが、相談を受ける中で、擁護委員の方で感じられていることはありますでしょうか。

藤 やはり難しいなと思います。こちらが構えてしまうと向こうも緊張して話しにくくなってしまうので、これは場数を踏んでいくしかないかと思っています。

粕 相談は、普段の業務でしていても難しいです。やはり相談者によって状況が千差万別なので、どの対応が正解かというのはいまだに私もよくわかりません。

相談の話題から少し離れてしまうかもしれませんが、私が普段弁護士として受けている相談というのは、その人の「代理人」的に話を聞いて動くという形態なんです。が、「なごもっか」は「代理人」的に動くわけではなく、相手に寄り添ってその気持ちを聞きながら、子どもの最善の利益の観点で第三者機関として動きます。

他機関に働きかけるときに、そのあたりの違いを理解してもらえると、相手に過度に構えられず、入っていきやすいです。例えば、弁護士が親御さんや子どもの「代理人」として学校等に交渉に行くと、どうしても構えられますが、「なごもっか」が第三者機関として子どもの権利の視点で入っていきますよという、相手機関の雰囲気が違うように感じます。そういうところがこの機関の大きなメリットだと思っています。

(相談に話を戻すと、) 私自身、もともと子どもに関する案件が多くて、子どもの福祉とか最善の利益ということに関わる仕事が多く、相談の仕方はそんなに変わらないのかなと思うので、構えずにできているところはあります。

それでもケース検討会議で他の専門職の方のご発言を聞くと、「ああ、そうか」と気付かされることが結構多くて、相談対応が自分のスタイルだけになってしまっていたことについて反省できるという意味で、とてもいい経験をさせてもらっていると思います。

間 他の方の視点が入るというのは大きくて、やはり擁護委員の多様性というのはすごく大事なんだと思いますね。

谷 私は、これまでに、虐待を受けてきたとか、家族がとても困難な状況にあるということなどにより施設等で暮らしていたり、措置が解除されて1人で生きていかななくてはいけなかったりする若者という、いわゆる社会的養護経験のある子どもたちの話をよく聞いてきました。

「なごもっか」に今来ている相談というのは、そうした社会的養護にあるケースというのはまだ少ないです。ただ、子どもたちの相談を聞いていると、一人ひとりとても悩んでいて、その子にとってはその問題がとても大きな悩みになっていて、大人の視点からは社会的養護の子のしんどさとは違うように見えるかもしれませんが、子ども自身にとって、今、権利が侵害されている状況というのはどちらも変わらないということを学んでいます。一人ひとり違う子ども自身の困り感に寄り添って一緒に考えていきたいと思っています。

間 豊田市は車社会で公共交通機関があまり発達していないので、子どもたちが自分で相談に来るのが難しいのですが、名古屋市は公共交通機関が発達しているので、中高生ぐらいの子どもが何とかここまで1人で来られるのは大きなメリットではないかと思います。

擁護機関は、子どもの最善の利益を一緒に考えていく機関で、親御さんにもそれを前提としてもらえるのは大きなことです。子どもの問題に取り組んでいる弁護士たちはいつも悩みながら活動していて、例えば親子の間に利害の相反が起きていて親の気持ちと子どもの気持ちが違う場合に、親がお金を出して相談に繋がるのが(子どもにとって)本当にいいのだろうかということで、いろいろな制度を使ってできるだけ親からお金をもらわないようにするなど工夫をしながら、子どもの意向、意見表明を大事にして子どもの最善の利益を図ろうとしています。「なごもっか」ではそれを機関としてできるわけで、大きなメリットです。また、例えば学校との調整の際に、親御さんに学校が振り回されているケースもあるかと思いますが、「なごもっか」ではお子さんの気持ちを中心に聴いていて、お子さんがこう言っているんですよという話をする、学校側も「じゃあ何とかしましょう」という思いを持っていただけるのは、ここの機関が相談を受ける意義として本当に大きいと思います。

吉 私は、相談業務をずっとしてきて、その延長でとらえている部分もあります。自分の専門領域(臨床心理学)では相談者の方が心の内面で悩みを抱えておられるケースが多いです。「なごもっか」でも、もちろんそういう方もいらっしゃいますが、「この問題を解決して欲しい」というように、問題が具体的なケースが多い。確かにそう訴えるのももっともだなと思う一方で、その背景に相談者自身が抱える問題というか、生き辛さを

感じる時があって、本当はそこを解決しないといけないと思う時もあります。だから、そこにどう目を向けてもらえるのかというところで難しさを感じています。またカウンセリングだと、比較的長期戦を覚悟しながら面談に臨みますが、こちらでは短期的に結果を出すことを望まれて来られる方が多い気がします。時間がかかる場合があることを、相談者の方に理解してもらいながら、一緒に協力しながら解決を図っていくというところに、難しさがあると思います。表面的には、子どもの不利益が主訴のように見えても、実は親御さん自身の憤りみたいなものが隠れて見えることがあります。子どもの問題を中心にしつつも、親御さんと協力体制を結んでいくという難しさがあるように思います。

あと、ちょっと視点は変わりますが、相談を直接受けるのは調査相談員なので、どのように経験を積んでいってもらえるかも考えています。皆さんそれぞれ良さを持っているので、その良さを活かした相談対応をどのようにしたら引き出せるか、委員として働きかけができるといいと思います。みんなが同じような相談対応をする必要はなくて、それぞれの良さを活かした相談業務ができていくとよいと思っています。

藤 調査相談員は任期があるので、せっかく経験を積んでもらっても、人が代わっていつてしまう。そこが今後どうなっていくかというのは、多分、この組織の課題になるのかなと思います。

間 やはり他の相談機関とは違うので、最初、調査相談員はすごく戸惑われたと思うんです。相談に乗るだけではなくて、事実確認をしていかなければいけないのは、他の相談とは少し違うんですね。その難しさや、どこまで自分が言っているのか、擁護委員に聞いたほうがいいんじゃないかとかという判断の部分は、何ヶ月か運営してきた中で少しずつ積み上がってきているかなと思います。そういう意味ではすごく特殊なところで、こういう仕事が認知されて欲しいです。とても素晴らしい仕事だと思うのですが、業務の中身がよくわからないことから（募集しても）手があがりにくいところがあると思うので、そのあたりの意識が変わっていくといいですし、専門的な職として、処遇も含めて配慮できるようになっていくといいのではないかと思います。

藤 相談では、本当に目の前で困っている人たち、突出した事例が多いように思います。

でも、もっと子どもの権利というのは日常的なもので、「ここが納得いかないんだけど」というような子ども自身からの素直な声が、もっとたくさん出てきてほしいけれど、あまり来ない。親御さんからの相談が多くて、あまり子どもから来ないように思います。例えば今後、自己発意による調査をしていくにしても、子どもからの一定の要望という声が上がってきて初めて量から質が変わって、「やっぱりおかしいんじゃないか」ということが言えると思うのですが、日本の学校はやはりいわゆる「社会化」で、世の中に適応するようになっているので、「権利を主張してはいけない」ということが刷り込まれているように感じますね。

我々の専門分野からすると、子どもが暴力を振るうのも、うまく伝えられない、つまり権利の行使の仕方がわからないからそうなのであって。本来学校でも「権利がある」だけじゃなくてどうやったら行使できるのかというのを教えていかなければいけないのですが、現状はもっと手前の段階で、そこを充実させていくと、子どもからどんどん電話がかかってくるようになって、自己発意などに繋げていくことができるのではないかと思います。

大人もそうですが、世の中が良くなっていくのは、要求を実現しようとすることによって、今ある問題が少しずつ改善されて、発展していくじゃないですか。子どもの権利を押さえ込んでしまうと、世の中全体がよくなっていかない、停滞するというか、極端に言うと日本の今の社会の停滞感というのはそこに原因があるのではないかと思えてくるぐらい、子どもたちは「権利を主張しちゃ駄目だよ。」ということを教えられているという印象を強く受けます。

間 豊田市で取り組んでいる中学校での子どもの権利学習で、意見表明権の話をする時、「大人に意見を言っていていいと初めて知った」とか「言ったってどうせ聞いてくれない」というような無力感みたいなものを感想として書いてくれます。調査相談員にも言うのですが、子どもが相談してくれてきたことに対して、「それ（相談すること）はあなたの権利なんだよ」ということを、私たちも伝えていかなければいけないと思っているし、権利の普及活動をしながらか相談を増やしていけるといいですね。特に私は、中高生からの相談が増えてくれるといいなと思います。小学生だとなかなか親から分離ができなくて、どこまでが自分の意見なのかわからないところがあるんですが、中高生が本当に自分の意見を大事にされるという経験をして、私たちが一緒に考えて、その子の最善の利益と一緒に実現していくような活動ができるといいなと思います。

事 先ほど話題に出ましたが、子どもの権利の普及啓発はとても大事だと思います。この4月に「なごや子ども条例」から「なごや子どもの権利条例」への改正が行われたことも踏まえて、普及啓発をどのように進めていけばいいのか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

谷 権利擁護機関として進めていくのは大事だと思いますが、他にも名古屋でこれまで子どもの権利の普及啓発に力を入れてきたNPOや、学校現場でも子どもの権利に理解のある先生方がたくさんおられます。「なごもっか」が中心になり、子どもに関わる大人たちが手を携え、子どもに権利というのを伝えていくところから始まると思います。

間 子どもの権利の実現というのは、大人がそれを理解し、支援しないと実現できないという特徴があると思います。そういう意味では、大人が子どもの権利のことを知らないことが問題だと思うので、大人にどう広めていくかというのがひとつのテーマだと思います。子どもたちに向けては、学校を始めいろいろなアクセスの仕方があると思うのですが、大人へのアクセスというのはまだ難しいところがあります。PTAに呼んでいただいてお話ししたこともありましたが、そのように保護者の方たちと連携していけるとありがたいです。

谷 そうですね、せっかく子どもが自分の権利について知り、意見表明したとしても、それが大人たちによって無いものにされてしまうと、そうした経験を通して、子どもが意見表明をしようという機会自体が奪われていってしまう。これを「意思の剥奪」といいますが、そういうことに繋がっていかないように大人たちに働きかけるのが大切だと思います。子どもの意見表明というのはとても難しく、子どもたちは、一見すると暴力的なこととか、理解しがたいような形で自分の気持ちを表現する時があります。大人たちが、それも子どもの意見表明のひとつととらえ、子どもの気持ちに「子どもの権利」という観点から寄り添っていくということが大事だと思います。

吉 私を含め、多分世の中の多くの人がそうなんじゃないかなと思うのは、これだけ「子どもの権利は大事」というのは頭では分かっているけど、体感として分かっていない。これは、おそらく権利に関する歴史的な部分が影響しているような気がしていて、フランス革命や独立戦争に見られるように、欧米では自分たちで権利を獲得していった歴史がある。それゆえ、自分たちの権利侵害に対して敏感な気がします。それに対して日本は、どちらかというと権利よりも義務の方が重視されてきたようなところがあり、その結果、“権利も大事だけど、まずは義務”となる。少し話が飛ぶのですが、例えばジェンダーに関して、欧米の子どもは10歳ぐらいで、それは社会が作ったことでナンセンスだとか、自分自身の生き方が大事なんだと考える。一方、うちの小学生の娘に同じことを聞いてみたら、そんなことを考えたことがないとか、男の子は男の子、女の子は女の子でしようという反応でした。多分知識としてよりは体感の部分における違いが、この反応の差に表れているのだと思います。そういった中で、私たちが親や学校に対して権利が大事だと説明して、それを体感として理解してもらうのは、すごく難しいような気がします。単に「権利が大事だよ」だけではなかなか入っていかないような現状があるのではないかと思います。

だから、日本に合った権利の普及ってどんな形なんだろうというのを今考えています。自分自身、擁護委員になるにあたり、子どもの権利について本を読むなど勉強しているのですが、権利とは何かというのが少しずつ体に染み込んでいく感じはあります。自分の娘に対するこれまでの接し方を振り返ると、実は自分（親）のエゴが多分に入っていたなと感じます。少しずつだけど、これがもしかして「子どもの権利」なのかと感じる時があります。そういった意味で、普及というのは無駄ではないかなと思います。手を替え品を替え、日本にあった普及の方法はどんな形なのかということを考えながら、権利の普及のための活動を継続して行くことが大事だと思います。

間 すごく大切な視点だと思います。私も、弁護士になってから子どもの案件に関わる中で、ずっと「子どもの権利」ということを言ってきましたが、豊田市で擁護委員として活動してみて、「自分は子どもの権利についてわかっていなかった」とすごく思いました。子どもの最善の利益と言いながら、結局大人の意見や、大人が思う「よいこと」を目指しているのではないかと、振り返って反省するところがあります。今でも、会議で他の擁護委員や調査相談員の皆さんのご意見を聞くと「独りよがりだったかな」と思うことは多々あります。そういう意味では子どもの最善の利益とか子どもの権利というのを、本当に自分の中に落としていくのはすごく時間がかかることだし、ましてや社会においてはもっと時間がかかると思っています。でも、「なごもっか」を開設して、調査相談員から「子どもの権利を知ってよかった」とか「知った上で子育てをしたかった」と言ってもらえることがあり、そう思えるのは親にとっても子どもにとっても、すごく素敵なことだと思います。

子どもの権利条約というのは、世界中が知恵を出し合って、「これを守ると子どもが幸せになるんだよ」という世界基準のようなものだと思います。それをみんなが知ること、子どもも親も幸せになって楽になることだということをうまく広めていきたいですね。上から「こうすべき」ではなくて、一緒に考えていけたらいいと思います。

粕 皆さんがおっしゃるように、親世代が子どもの権利を知るとするのはとても大事なことでと思いますが、やはり子どもたち自身が、「おかしいんじゃないの」と思ったことを大人に向けて言えるというのがとても大事だと思います。自分の経験からも、親世代は何十年間か自分の価値観の中で生きてきており、日本の同調圧力だとか、先ほど吉住委員がおっしゃっていたように、「子どもの権利」というものを言葉で聞いても身をもって体験していない。そういう中で、どういう形が子どもの権利について知るきっかけになるのかを考えれば、やはり身近なところで「おかしいんじゃないの」という疑問の提起があつて、向き合つて考えていく、体感していくということが大事だと思います。親世代に対する普及啓発も必要ですが、やはり子どもの世代に自分にはどんな権利があるか知ってもらうこと、それが守られていないときに「おかしいんじゃないの」と言えることが大事なのだと教えていくことが必要だと思います。

それは、多くの子どもたちが経験する学校教育においてももちろん大切ですが、むしろ権利行使が難しくなりがちな、例えば学校へ行かない子とか、自分の気持ちを表現しにくい立場にいる子に届くようにしたいです。そう考えると、SNS って素晴らしいと私は思っています。発信することによって、人と接するのが苦手な子でも情報を得ることができるので。学校で機関紙等を配るのもいいし、学校に授業に行くのもいいですが、SNS のようなどこからでもアクセスできるような形での発信も、子どもにとってわかりやすい形で続けた方がいいと思います。

間 マイノリティの子たちにどうやって届けるのかということは重要だと思います。マイノリティの子どもに届けば、マジョリティには届くので、そこは意識したいです。

谷 情報を発信すると同時に、受け取った子が「助けてくれる大人たちがいるんだ」ということを体感するのが大事だと思います。実際に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で困難な状況に追い込まれた社会的養護の子どものグループが、大人たちの力を借りてクラウドファンディングを立ち上げ、生活資金を得るという活動をしています。周りにすぐに助けてくれそうな人はいないかもしれないけれど、この社会の中にはいるんだということを、SNS 等を通して実感することができると思います。

事 広報のあり方、SNS の活用ということが出ましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で学校が長期間休みになっていた状況もあり、子どもたちへの情報の届け方ということも大事かと思います。そういう中で「なごもっか」がこの間取り組んできたことについて少しお話いただければと思います。

藤 機関紙を学校において配っていますが、やはり学校の方からは、新型コロナウイルス感染症拡大という状況になり、消毒作業などいろいろな業務が発生しているので、学校を通して広報物を配るというのは大変ではないかと思います。いろいろなところが学校にお願いして配ることにより学校は忙しくなってしまうという部分もあるので、それがなくても子どもたちが直接ホームページを見る等、自分で情報を取りに行ける形ができると思います。「GIGA スクール構想」が話題になっていることもあり、そういう形になるといいんですが、一方で当面は学校にお願いをせざるをえないところがあつて、少し心苦しいかなと思います。

粕 早めに子ども専用のホームページを作ったほうがいいですね。

間 子どもたちと一緒に発信の仕方を考えていけるといいですね。大人が考えるだけでは結局子どもに届かないという部分もあるので、子どもの意見を聞きながら作っていききたいです。

谷 子ども会議等も活用できるといいですね。

藤 どうしたら情報を見に行きたくなるのかといった感性が子どもとは違うので、我々が考えたのでは子どもは乗ってきてくれないです。

間 SNS についてはいろいろな話題が出ましたが、Twitter や YouTube を始めたのは、とてもいいことだと思います。

藤 普及啓発については、今まで NPO などいろいろな方が取り組まれてきた蓄積もあります。例えば、学校によっては 12 月の人権週間に人権学習があるのですが、何となく子どもから離れた内容が多いように思うので、そういった蓄積をまとめて「自分たちの権利について考える人権学習」のような事例を作り、「先生、これがあればすぐに授業できますよ」という形で提案していくのも、一つの手としてあるのかなと思います。

間 豊田市では、学校で権利学習をしています。まず、先生たちに学んでもらいたいと思います。指導案とテキストを使って先生たちに授業をしてもらいますが、先生たちの中で「権利」というものが落ちていなくて、ちょっと違うかなという授業がされているところもあるので、教員向けの研修等を実際に行ってみるとか、解説しながら学んでもらうとか、解説動画を作るとか、考えていけるといいですね。豊田市では、特に人権週間だと週に 2〜3 コマ、擁護委員が子どもの権利の出前授業をしている状況で、相談室全体が疲弊した状況になっています。私たちが全ての学校に行くのは、学校数の多い名古屋市では無理ですが、一方で NPO が強いのが名古屋市の強みだと思います。一緒に何かできるといいですよ。

吉 私は素直に 10 代の子たちの感覚を聞いてみたいです。先ほど子ども会議の話がありましたけど、その辺りにいる中高生からも意見を聞きたい。「こういう相談室を作ったんだけど、どう思う？」ということに対する彼らの感覚というのをどこかで知りたいです。ある意味、批判を受けたいような、駄目出ししてほしいような思いがあります。

間 うちでは自分の子どもに聞くことでリサーチをしています。「なごもっか」の YouTube を見せた時は「長い」と言われ、1 人は最後までたどり着けず飽きていました。そういうのも含め子どもたちの意見を聞くというのが大事ですよ。

事 条例の中で、「子どもの権利を守る文化及び社会」という理念を掲げています。個別の権利救済も必要ですが、あわせて予防とか早期発見、制度改善につなげていく部分もこの機関の機能として必要かと思います。今後のモニタリングや自己発意の機能の部分について、何かご意見はありますか。

間 個別案件が多くなってくると、どうしても自己発意まで手が回らないというのが率直なところかと思います。自己発意はすごく大事な機能で、この機関の肝の一つだと思いますが、他の全国の機関を見ても川西市子どもの人権オンブズパーソンの件数が突出していて、他は工夫しつつ、事案の中で何かあればという形かと思います。この部分が少し弱いのではという議論は、全国の機関が集まる「自治体シンポジウム」でも最近話題

になっているところです。「自己発意」の権限を持っているのがこの機関の一つの大きな意義なので、そこはやはりきちんと行使していけるようにしたいと思います。

ただ、一方で個別救済の中から自己発意をするような案件が出てくるのが望ましいとも思います。自己発意による調査だと全体的に調べないといけないという側面があるので、調査相談員の相談業務が圧迫している中で、どれだけできるのか。例えばアンケートを取ろうという話になっても、結局学校にお手間をかけることになるし、では私達が行って全部回収できるのかとか、いろいろな課題があると思います。何ができるのか、何か足りないものがあるのであれば、市の方をお願いすることも含めて考えていけたらいいと思います。

粕 個別事案で「申立て」の形まで至らなくても、例えば「特別支援に関する相談が多いな」とか、相談の中から問題が見えてくることもあります。開設してから期間が短いですが、ケース検討の中で、「このあたりにももしかしたら問題があるのでは？」と思うところはあるので、それを委員の間で共有して、どんなタイミングで何をしていくかというのでも検討していきたいと思います。そのために、今後の方針や、「今自分はここがおかしいと思っているんだけどどうだろう」ということについて、擁護委員が意見を共有したり、議論したりする場があると、より自己発意等に向けて進みやすいと思います。

谷 自己発意はとても大事だと思いますが、発意をしてそれで終わりではなく、権利擁護機関として子どもの権利という観点から一緒に考えていくという姿勢が大切だと思います。そのために、モニタリングも必要だし、問題点を指摘するだけではない関わり方ができるといいですし、それがこの機関の大きな意義のひとつかと思います。

間 上から押し付けるのだけでは、動いてもらえないと思うんですね。今後こういった機関が対象になってくるかわかりませんが、「なごもっか」の言うことであれば仕方ないと思ってもらえるような信頼関係づくりはしていかなないと、結局言っただけで終わりにになってしまうんじゃないかというところを心配しています。私たちも関係機関の手助けになればいいと思いますし、一緒に変えていきたいという思いは強く持っています。

吉 自己発意については正直わからないところがあって、具体的な事例を知る必要があると感じています。こういった形で自己発意をして、結果こうなっていくという具体的なイメージがあると、自分が感じている問題意識をどのように形にしていこうとよいのかわかるのかなと思います。

間 全国的に、それを今積み上げて最中であると感じています。だから私は、名古屋市ではあまり他自治体のことを気にせず突っ走って、後から名古屋を目指せと言われるようなればいいと思います。

私見ですが、川西市が最初に権利擁護機関を作って、結局この20年間川西市に追いつけ追い越せで、誰も追い越せてないという現状があるのかと思います。

後発で、他自治体のいいところを踏まえた上で作った機関なので、名古屋市みたいに行けるといいよねと思われるようにしたいという野望（笑）があります。

事 間宮委員の方から今後の展望も含めた話を聞かせていただきましたが、他の委員の方も、今後この子どもの権利擁護機関をどうしていきたいか、語っていただけますでしょうか。

藤 僕は学校教育の研究をしているので、やはり学校に本当に変わって欲しいなと思います。これは教育学者が何十年も言い続けていて、でもなかなか変わらない。だから、名古屋だけですぐに変わるものでもなく、文部科学省の方針もあるでしょうし、全国の学校で同じように問題が起こっているの、急激に変えるというのはほぼ無理かと思いますが、長い目で一步一步前に進めていき、10年後20年後に、名古屋市の学校というのは子どもの権利が守られていて、「日本の中では名古屋の学校を見に行ったらいいよ」と言われるように変えていけるといいと思います。

先ほどの話にも出ていたように、関係機関にいきなり上から言うのではなく、一緒に作っていくという視点を持たないとなかなか実現しないと思います。だから、学校も含めて仲間というか味方をどれだけ増やしていくか、地道に進めていくしか手はないのではないかと思います。

粕 私は、今子どもである人たちが大人になった時に、当然に意見を言って、自分と異なる意見があることを前提に意見交換ができて、それぞれの意見を尊重しながら、でも同調圧力がなく皆が幸せに生きていけるという社会になるのがベストだなあと 생각합니다。今すぐ社会を変えるというのは、本当に難しいことだと思うんですが、今の子どもたちはもう何年か後には大人になっているわけですから、その時にそれが当たり前になっていけば、大分変わるんじゃないかなと思います。

谷 子どもがこの名古屋で生まれてよかった、育ってよかったと言えることかと思いますが。そのためには、この機関の役割もとても大切だと思いますが、子どもを取り巻く制度を含めて、大人たちが子どもの権利を真ん中に考えていく必要があると思います。今、権利侵害の状態にあたり、困難な状況にあたりする子どもたちも包摂され、「今ここにいたい」と思えることが大切だと思っています。

吉 私は、相談室の今後について少し懸念しているところがあります。この機関に関わってみて、他には無い機能を持った、継続していくべき機関だと思いますが、一方で、いかに継続していくかというところに難しさを感じています。子どもの権利擁護機関に関して、日本体育大学の半田勝久先生の講義を受けた際、「なぜ全国で34機関しかないんですか」とお聞きしたのですが、半田先生が「継続することが難しい。機関ができて廃止される場合もあり、子どもの権利擁護機関としての実質的な動きができていない機関も少ない。国連・子どもの権利委員会は独立性のあるこうした機関の迅速な設置を勧告しているものの、日本ではその設置を後押しする子どもの権利基本法のような法律もできていないため、機関の数自体も、今後、急激に増えていくことは無いかもしれない」と答えられていたのが印象に残っています。

だから、実質的に動ける機関をいかに継続して運営していくのか。今は市の組織の上層部や事務局の方にすごく理解していただいていると思いますが、職員が代わることで方針が変わり、機関のあり方も影響を受けてしまったという事例が他自治体であると聞いています。変わっていくことも大事だと思いますが、骨抜きにならないようにしていかないとはいけません。その意味では、この機関の良さをある程度（成果として）示していかないといけないと思います。実際、短期的な成果も求められていると感じています。

藤 全体的に見ると、(子どもの権利に関しては)「せめぎ合い」のような形になっていて、他自治体では「子ども条例」の内容が、子どもの権利より「大人の責務」であるという

形で、後退してしまったようなところもあります。そういう動きもあるので、常に「綱引き」のような状況はあるかなと思います。

谷 その点はやはり、ここは独立性が担保された機関だと、我々自身が意識していくことが大きいと思います。例えトップが変わったとしても、揺るぎない子どもの権利擁護機関なんだということを、擁護委員として伝えていく努力が必要だと思います。

間 権利の普及というのは目に見えてすぐ変わるわけではなく、時間がかかるので難しいですね。(子どもの権利について)「いいな」と思えた子どもがいずれ大人になって、更にそれを伝えていくというところがゴールですが、それは目に見えないですから。

吉 そういう長期的な視点を理解してもらうのは重要だと思いますし、そのために我々も工夫する必要があります。

主義主張、正論だけでは、それを周囲に理解してもらえず、変わることを余儀なくされる危険性もあるのではと思います。権利の普及には時間がかかるということを伝えながらも、成果をいろいろな形でアピールしていくということも必要だと思います。

事 いろいろとお話いただき、ありがとうございました。最初の年次報告ということで、まだ活動期間が短い中で、感じるところをお話いただいたと思います。

まだ始まったばかりですが、今後この機関が本当に大切な機関となるように、力を合わせていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

IX シンポジウム・研修・会議

1 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川

主 催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川実行委員会、
立川市、立川市教育委員会

会 場：立川市役所

○「子どもの相談・救済に関する関係者会議」（非公開）

日 時	令和2年1月25日（土）13時00分～17時30分
内 容	子どもの相談・救済機関等に関わる自治体関係者の報告、情報・意見交換
当室からの参加者	権利擁護委員4名、調査相談員3名、事務局2名

○「分野別実践交流会議」

日 時	令和2年1月26日（日）10時00分～17時30分
内 容	「子ども・若者支援とまちづくり～とぎれず、すきまをつくらず、そして重なり合う～」
参加分科会	第1分科会：子どもの相談・救済
当室からの参加者	権利擁護委員4名、事務局2名

2 外部研修への参加

（1）日本電話相談学会第32回大会

日 時	令和元年11月30日（土）、12月1日（日）
会 場	城西国際大学、成蹊大学
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	「暴力」と電話相談～援助的コミュニケーションは「暴力」といかに対峙するか～
当室からの参加者	調査相談員4名

（2）ホワイトボードミーティング（あいちスクールソーシャルワーク実践研究会）

日 時	令和元年11月17日（日）
会 場	日本福祉大学東海キャンパス
主 催	あいちスクールソーシャルワーク実践研究会
内 容	・ケースワークの進め方 ・子どもの強みをエンパワーする支援 ・面談やケース会議の進め方
当室からの参加者	調査相談員2名

3 内部研修

相談室の開設に向けた準備期間を中心に、調査相談員向けの研修を実施しました。(内容に応じ、子どもの権利擁護委員や本市職員、他都市関係者なども随時参加)

(1) 外部講師による研修 (敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの)

日程	講師 (所属等)	内容
11/ 5	望月 彰 (名古屋経済大学)	子どもの権利条約について
11/19	木村 浩美 (とよた子どもの権利相談室)	権利擁護調査相談員としての電話や面接の方法について
11/22	半田 勝久 (日本体育大学)	世田谷区子どもの人権擁護機関の取組について
11/26	金森 克浩 (日本福祉大学)	障害のある子どもと特別支援教育
12/16	高岡 健 (岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター)	子どもの精神疾患や発達障害について
12/19	鈴木 庸裕 (日本福祉大学)	スクールソーシャルワークについて
12/20	半田 勝久 (日本体育大学)	子どもの権利擁護機関に求められる役割について
12/23	栄留 里美 (大分大学)	子どものアドボカシー／宗像市の取組について
12/24	原 京子 (こどもフォーラム)	子どものアドボケイト
12/25	木村 浩美 (とよた子どもの権利相談室)	電話・面接相談の対応に係る実践
3/25	杉岡 正典 (名古屋大学)	ゲートキーパー研修

(2) 子どもの権利擁護委員による研修

子どもの権利擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、スキルアップのための研修を随時実施しています。

4 会議

ケース検討会議 毎週水曜日開催

おはなし きかせてください

「なごもっか子どもの権利相談室です。どうされましたか？」

調査相談員のこの言葉から、相談が始まります。

なごもっかは、子どもや子どもに関わる大人からのお話を聴いて、子どもたちがどうしたいのか、どうなったらいいと思うかという気持ちに寄り添い、そのためには、どうしたらいいかを一緒に考えていくところです。

みなさんのお話を最初に聴くのが、私たち調査相談員です。そして、みなさんと一緒に考えるのは、私たち調査相談員と、名古屋市子どもの権利擁護委員です。

開設当初は、子どものことで、心配や困りごとを抱えた保護者からの電話が多かったですが、今では、子どもたちもたくさん電話をかけてくれます。

中には、勇気を出して、電話をかけてくれても、お話をしてくれる前に切れてしまう電話も少なくありません。知らない人にお話することは、とても勇気がいることだと思います。

どんなこと、お話したらいいの？

こんなことで、電話しても聴いてもらえるのかな？

子どもの悩みに、大きい・小さいはありません。

私たちは、子どもたちのどんな声も大切にしていきたいと思っています。うれしいこと、楽しいこと、かなしいこと、さみしいこと、どんなお話でも聴きたいと思います。

なんだかイライラする。

どうしようもない気持ちも聴かせてください。

ちょっとホッとしたい時には、なごもっかで一緒に考えようね。

「あなたは、あなたのままでいいよ」待ってるよ。

みんなができること、自分にはできない。自分は、ダメなのかな？

今の自分って意外とがんばっているんだよ。
今のままの自分をもっともっとほめてあげよう。
困ったときや悩んでいるとき、「自分はダメだ」とおもってしまうかもしれないけど、そんなことはないからね。
あなたは大切な人だし、あなたなりの力があるよ。

大人が決めたことだけど、なんだか納得いかない。

「なごや子どもの権利条例」には、子どもが自分らしく生きていくために、自分の意見を言う権利（意見表明権）があります。
子どもには自分の意見を大人に伝えて、聞いてもらう権利があります。

誰にも知られたくないんだけど。

家の人やお友達に話ができないとき、先生に話ができないとき、誰にも言えなくて困ったときに、あなたがどうしたいのかを聴いて一緒に考えます。
気軽に電話をかけてみてください。
なごもっかは秘密を守ります。あなたが言ってほしくないことは、誰にも言いません。
安心して、お話してください。

人は、それぞれいろいろな考えを持っているので、同じことでも感じ方、考え方がその人によって違います。そのことが、トラブルのもとになることがあります。

みんなが何に困っているのか、どうしてそう思うのか、お話を聴いて、どうしたらいいかを一緒に考えます。一緒に考えることでみんなが前に向かって進んでいけるお手伝いが出来たらいいなと思います。

○なごや子どもの権利条例

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当で

ある者をいう。

(2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。

(4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 命が守られること。

(2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。

(3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。

(4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。

(5) あらゆる差別を受けないこと。

(6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。

(7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。

(8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 個人の価値が尊重されること。

(2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。

(3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。

(4) プライバシー及び名誉が守られること。

(5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 休息すること。

(4) 様々な人とふれあうこと。

(5) 自然とふれあうこと。

(6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子ども

を養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

（虐待、体罰、いじめ等の救済等）

- 第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

- 第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

（子育て家庭の支援）

- 第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

（子どもの参画の促進）

- 第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

（関連施策との一体的推進）

- 第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

（調査研究）

- 第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

（広報）

- 第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

（総合計画）

- 第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例(昭和 33 年名古屋市条例第 20 号)は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成 24 年条例第 44 号)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例(以下「新条例」という。)第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則(令和 2 年条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例(以下この項において「新条例」という。)の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

(1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 60 号)第 2 条

(2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号)第 2 条の表

(3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年名古屋市条例第 100 号)第 2 条の表

(4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 30 年名古屋市条例第 8 号)第 3 条

(5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号)第 2 条の表

(6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 59 号)第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成31年3月27日

条例第23号

(設置)

第1条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員は、第1条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第4条 委員の定数は、5人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第7条 委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。
- 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表

委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査相談員)

第8条 委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員を置く。

2 次条の規定は、調査相談員について準用する。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第10条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第11条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第12条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に係るもの（相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）

(調査及び調整)

第13条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。

3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限

りではない。

- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第14条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除く。）。
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第16条 委員は、前条第 1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第17条 委員は、前条第 2項又は第 4項(第 4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第18条 委員は、第15条第 1項の勧告若しくは同条第 2項の要請をした場合又は第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4項において準用する第16条第 2項若しくは第 4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第19条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和 2年 1月10日
名古屋市規則第 2号

(趣旨)

第 1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第 2条 条例第12条第 1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第 1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第 3条 委員は、条例第13条第 4項又は第 5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第 2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第 4条 条例第15条第 1項の規定による勧告は勧告書（第 3号様式）により、条例第17条第 2項の規定による再勧告は再勧告書（第 4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第 2項の規定による要請は要請書（第 5号様式）により、条例第17条第 3項の規定による再要請は再要請書（第 6号様式）により行うものとする。

(公表)

第 5条 条例第18条第 1項又は第 2項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示板に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
- (3) 報告の概要

附 則

この規則は、令和 2年 1月14日から施行する。

第 1号様式（第 2条関係）

子どもの権利侵害に関する申立書 年 月 日 （宛先）名古屋市子どもの権利擁護委員 申立人 住 所 氏 名 電話番号 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第 1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。	
侵害を受けたとされる者	住所 氏名 生年月日 申立人との関係
侵害をしたとされる者	住所 氏名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
事 案 の 概 要	
申立ての内容	
その他参考となる事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 2号様式（第 3条関係）

年 月 日 調査実施通知書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第 3条の規定により、次のとおり通知します。	
申立ての概要	
調 査 の 内 容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
勧告書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 1項の規定により、次のとおり勧告します。	
勧告の内容	
勧告の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 4号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
再勧告書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	
名古屋市子どもの権利擁護委員 印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 2項の規定により、次のとおり再勧告します。	
再勧告の内容	
再勧告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 5号様式（第 4条関係）

第 号 年 月 日	
要請書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市子どもの権利擁護委員	
印	
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第 2項の規定により、次のとおり要請します。	
要請の内容	
要請の理由	

注 条例第18条第 1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 6号様式（第 4条関係）

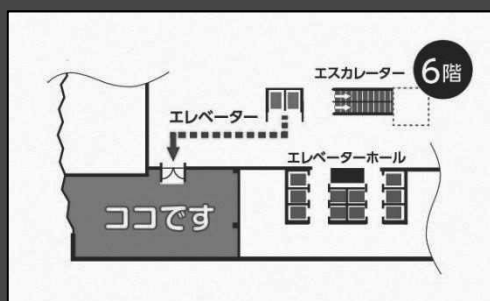
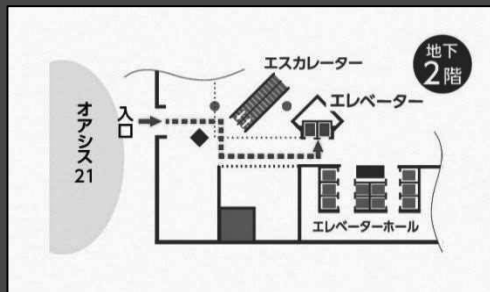
第 号 年 月 日 再要請書 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 印 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第 3項の規定により、次のとおり再要請します。	
再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

【アクセス】

地下鉄東山線・名城線「栄」駅 } 徒歩 3 分
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス 21 を通り、NHK 名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで 6 階へおあがりください。



2019（令和元）年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書

発 行：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住 所：〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号

NHK 名古屋放送センタービル 6 階

電 話：052-211-8071（事務局） F A X：052-211-8072

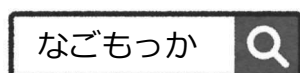
相談専用電話

子ども専用フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 7 4 - 9 9 4

大人用電話番号 0 5 2 - 2 1 1 - 8 6 4 0

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○ウェブサイト

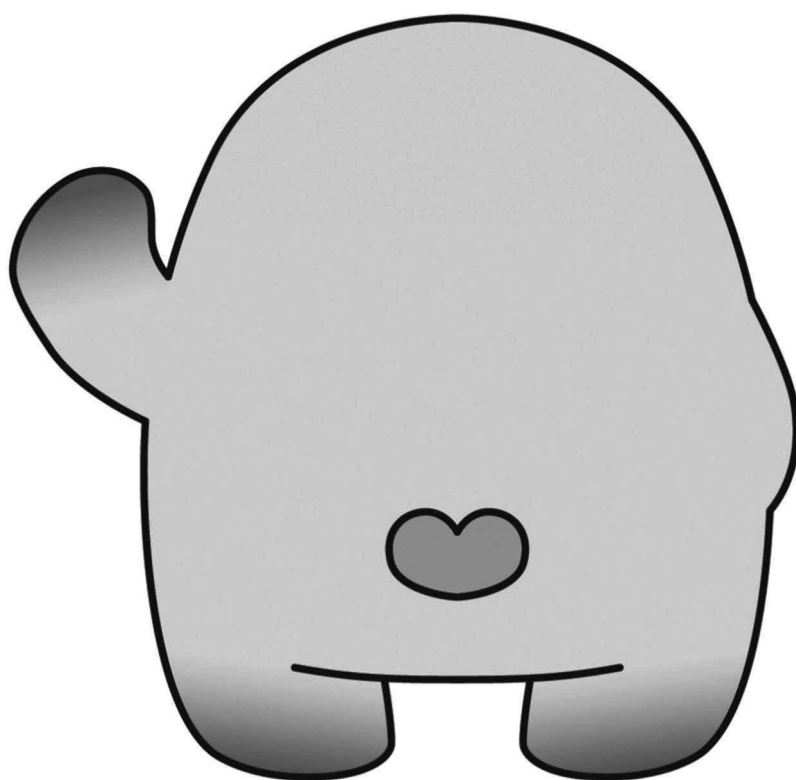


○公式ツイッター

@NagomokkaNagoya



※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。